

夢・大地みんなが愛する水の里

登米市男女共同参画基本計画



登 米 市

はじめに



近年、私たちを取り巻く社会情勢は急速に変化しています。少子・高齢化の進行や、国際化、高度情報化の進展など、新たな課題に直面しています。

このような状況に対応し、活力ある登米市を築き上げるために、男女がお互いの人権を尊重し、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる「男女共同参画社会」の実現が求められています。

登米市では、平成18年3月に策定した「登米市総合計画」の施策を具現化し、「男女共同参画社会」を実現するための基本的な考え方と具体的方向性についてまとめた「男女共同参画基本計画」を策定いたしました。

この計画は基本理念を「**男女が互いに認め合い、共生するまち 登米**」とし、基本目標を定め、各種施策を展開しながら「男女共同参画社会」の実現を、市民や関係機関の皆さま方と行政の協働により目指すものです。

計画策定にあたっては市民応募者などから構成される「登米市男女共同参画基本計画策定委員会」の委員の皆さまをはじめ、ご協力いただいた関係各位に対しまして、心から感謝を申し上げます。

平成19年2月

登米市長 布施孝尚

目 次

第Ⅰ章 基本的な考え方

1. 登米市男女共同参画基本計画の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
2. 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
3. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
4. 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
5. 基本体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第Ⅱ章 基本課題と施策の内容

- 基本目標1 男女が互いの人権を尊重し合うまちづくり・・・・・・・・ 6
1. 男女平等の意識改革・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 2. 男女平等教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

- 基本目標2 男女が共に参画するまちづくり・・・・・・・・ 11
1. 家庭生活における男女共同参画の推進・・・・・・・・ 11
 2. 職場における男女共同参画の推進・・・・・・・・ 13
 3. 地域における男女共同参画の推進・・・・・・・・ 14
 4. 政策・方針決定過程への女性の参画・・・・・・・・ 15

- 基本目標3 男女共同参画の環境を整備するまちづくり・・・・・・・・ 16
1. 安心して子育てできる環境づくりの推進・・・・・・・・ 16
 2. 介護等への支援・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

第Ⅲ章 推進体制

1. 庁内推進体制の確立・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
2. 市役所を男女共同参画のモデルに・・・・・・・・ 20
3. 市民・各種団体・企業等との協働・・・・・・・・ 20
4. 関係機関との連携・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
5. 目標値一覧・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

資料

1. 計画策定の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
2. 登米市男女共同参画基本計画策定委員名簿・・・・・・・・ 25
3. 登米市男女共同参画基本計画検討委員名簿・・・・・・・・ 26
4. 登米市男女共同参画基本計画策定委員会設置要綱・・・・・・・・ 27

第I章 基本的な考え方



1. 登米市男女共同参画基本計画の趣旨

登米市は、平成17年4月に9町が合併し誕生しました。旧町での取り組みは中田町で平成16年1月に「男女共同参画なかだプラン」を策定していました。また、南方町では「南方女性委員会21」から「男女共同参画社会の実現に向けた提言書」が提出されており、それまで様々な男女共同参画社会の実現に向けての取組が行われてきました。

しかし、性別役割分担意識などの不平等はまだ存在し、様々な場面で個性や能力を発揮することを妨げる要因となっており、解決しなければならない課題は多く残されています。

男女が互いに特性を認め、個人として尊重し合い、地域・職場・家庭等のあらゆる分野で対等な構成員として生きがいと誇りを持ち、共に責任を分かち合える男女共同参画社会の構築に向けて取り組むことが必要です。

この計画は、男女共同参画社会の実現を目指し、それに向けての取組を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

2. 計画の位置付け

この計画は、国の「男女共同参画基本計画」及び宮城県の「宮城県男女共同参画基本計画」などを踏まえ、登米市の上位計画である「登米市総合計画」に掲げる施策の方針を具現化し、登米市の男女共同参画社会の実現に向けた総合的な計画とするものです。

3. 計画の期間

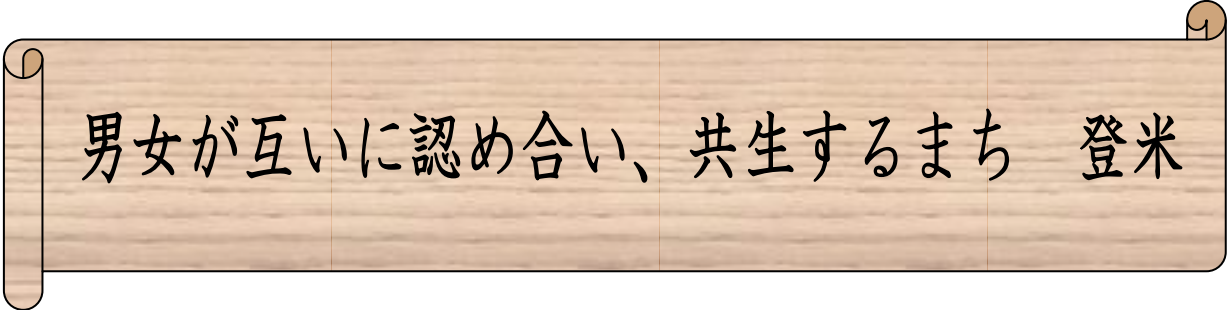
この計画の期間は、平成19年度から平成22年度までとします。

ただし、社会情勢の変化などに合わせ、必要に応じて見直しを行います。

4. 基本理念

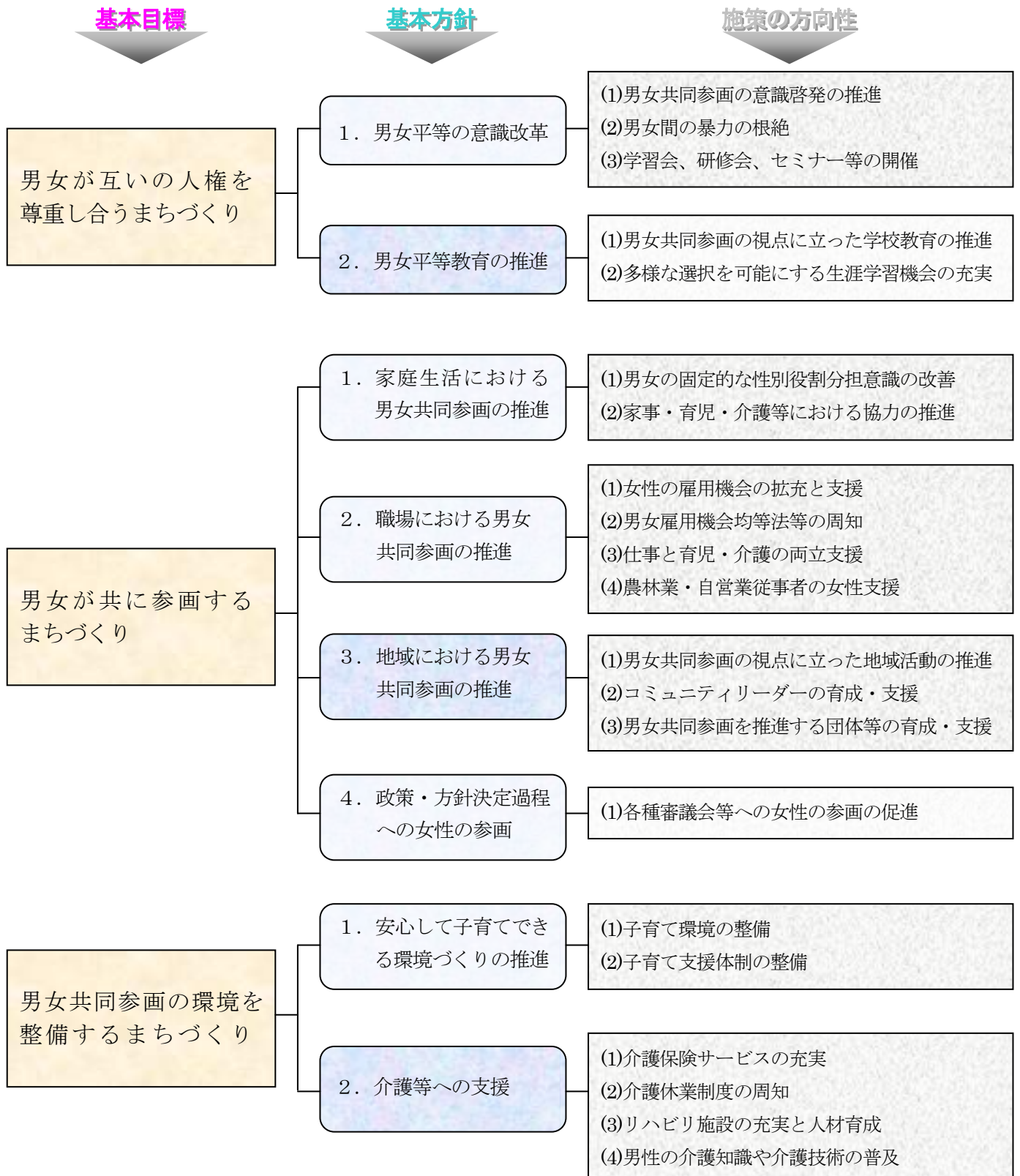
日本国憲法では、「すべての国民は、個人として尊重され、また法の下に平等であって、人権や性別、社会的身分などによって差別されない」と個人の尊重と平等の原則がうたわれています。

本計画においても、男女が性別にかかわらずお互いの人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会」の実現を目指すため、基本理念を次のように定めます。



男女が互いに認め合い、共生するまち 登米

5. 基本体系



第Ⅱ章 基本課題と施策の内容



基本目標
1

男女が互いの人権を 尊重し合うまちづくり

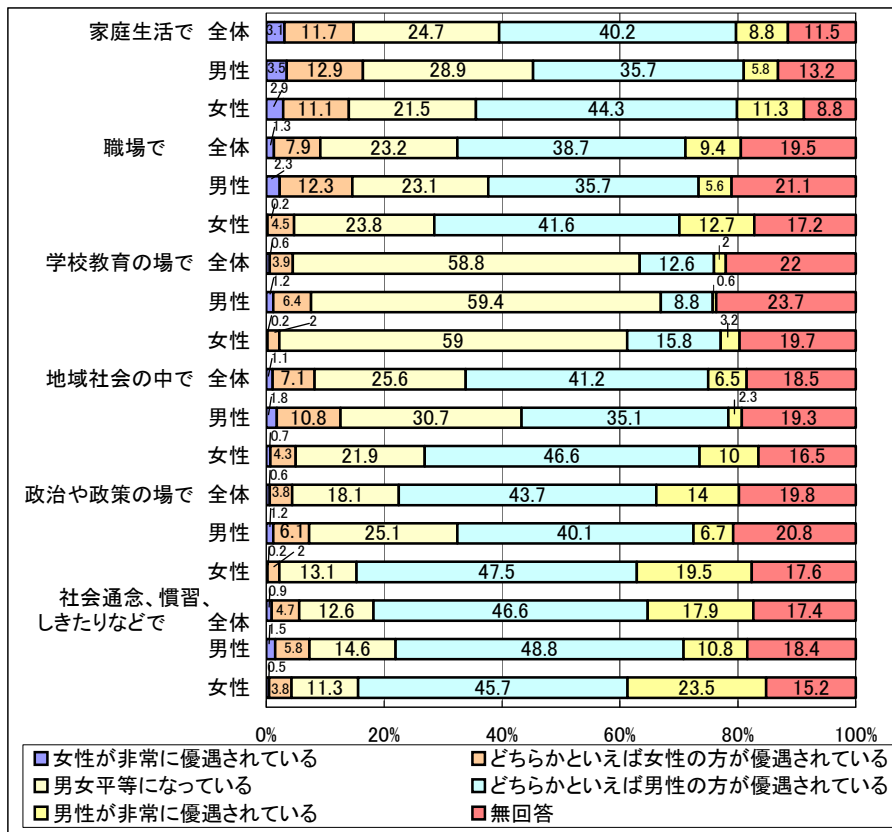
男女共同参画社会とは「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。」(男女共同参画基本法第2条)と定められています。

しかし、現実には「男は仕事、女は家庭」という考えに代表されるように、性別による固定的な考えや、社会通念・慣習が根強く残っています。また、ドメスティック・バイオレンス※1やセクシャル・ハラスメント※2など、被害が潜在化する傾向にあります。このようなことから、男女が社会のあらゆる場で、お互いの人権を尊重し、対等な立場で責任を分かち合う社会を形成していくための意識改革を図ることが重要です。



◆各分野での男女平等意識

[回答者合計794 男性342 女性442 性別未記入10]



※1 ドメスティック・バイオレンス (Domestic Violence)

一般的に配偶者又はパートナー間で受ける暴力のことで、身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいいます。

※2 セクシャル・ハラスメント (Sexual Harassment)

相手の意に反して行われる性的嫌がらせの事をいう。相手の意に反した性的な言動や、身体の不必要な接触、性的関係の強要などを行うことをいいます。

資料：登米市男女共同参画市民アンケート（平成18年7月実施）

1. 男女平等の意識改革

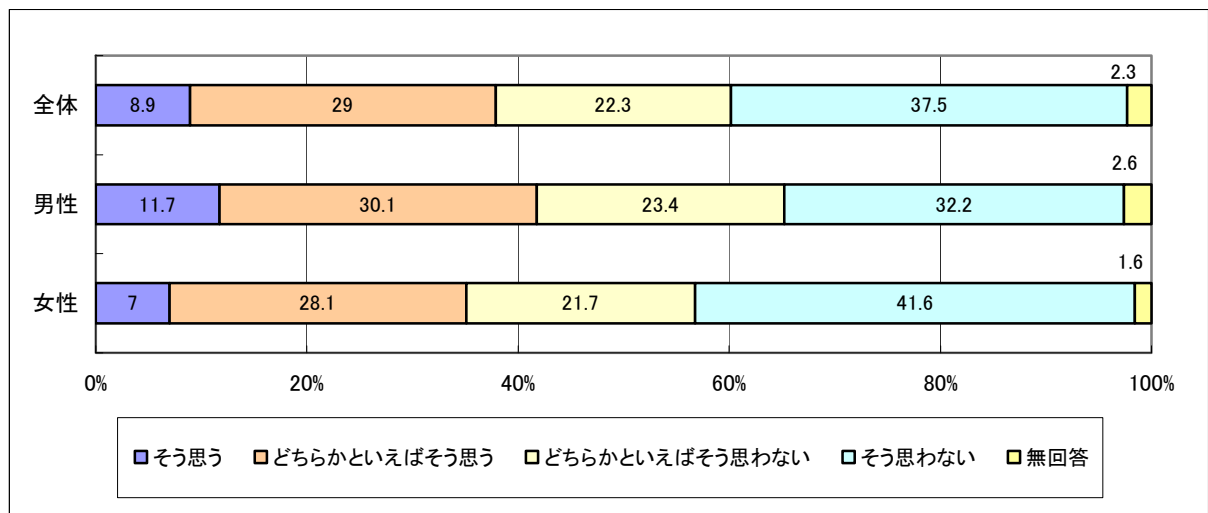
「男は仕事、女は家庭」といった考えに代表されるように、人々の意識の中には長い時間をかけて形作られてきた性別に基づく固定的な役割分担があります。

平成18年7月に実施した「男女共同参画に関する市民アンケート」（以下「市民アンケート」）で質問したところ、「男は仕事、女は家庭」の肯定層が37.9%となっています。また、家庭内の役割分担についての質問で例を挙げると、「食事の準備」では男性の53.2%が「主に妻」と回答し、女性の46.6%が「主に自分の役割」と回答しており、性別による固定観念が存在することがわかります。

男女が自立し、様々な場面で能力や個性を發揮できるよう、固定的な役割分担意識を解消するため、男女共同参画の視点から啓発活動を推進します。

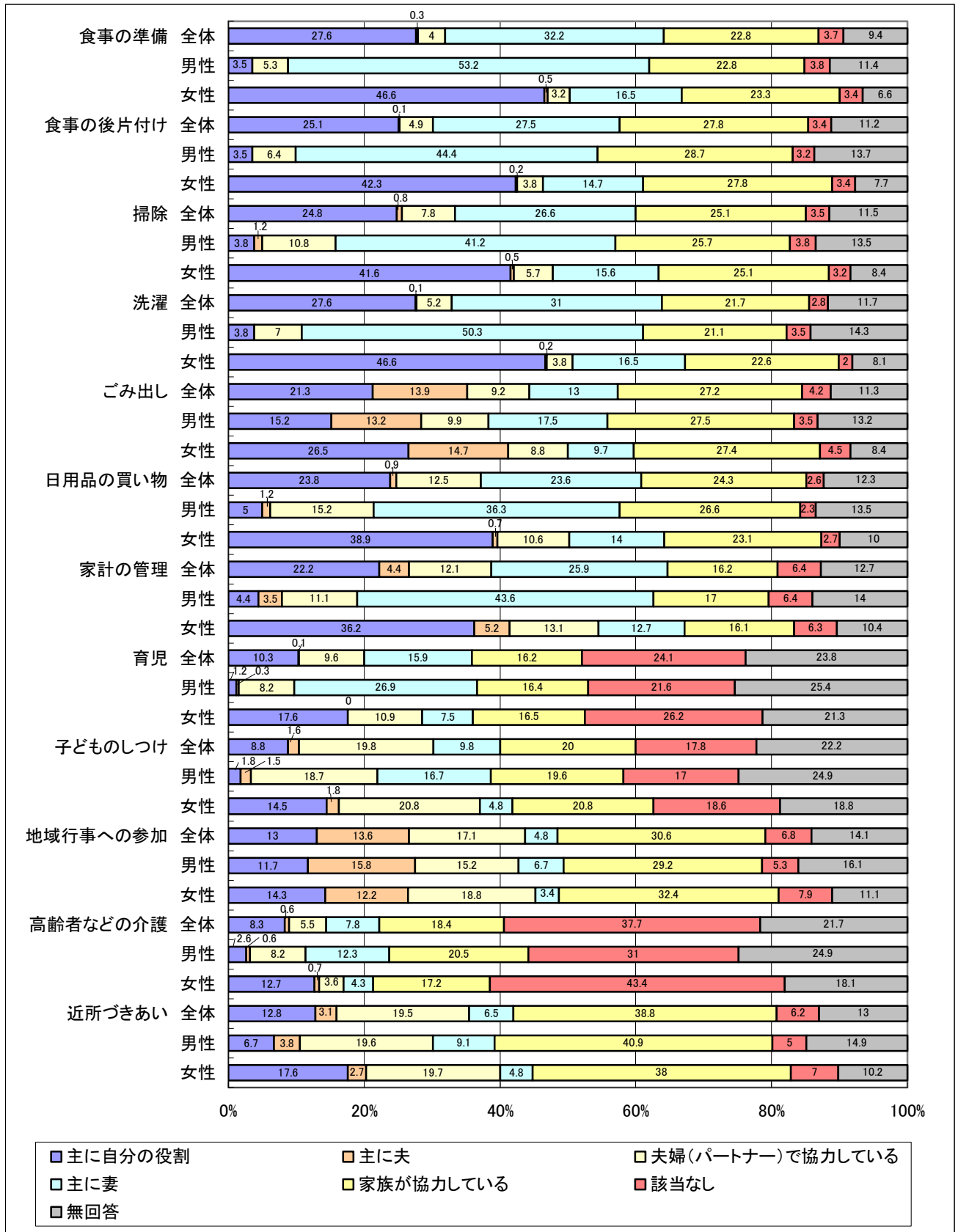
◆「男は仕事、女は家庭」という考え方について

[回答者合計794 男性342 女性442 性別未記入10]



資料：登米市男女共同参画市民アンケート（平成18年7月実施）

◆家庭内の役割分担について〔回答者合計794 男性342 女性442 性別未記入10〕



資料：登米市男女共同参画市民アンケート（平成18年7月実施）

施策の方向性

(1) 男女共同参画の意識啓発の推進

職場や家庭、学校、地域などあらゆる分野での固定的な性別役割分担意識や慣行、習慣などの見直しの呼びかけや、男女共同参画社会に関する広報・啓発を推進します。

(2) 男女間の暴力の根絶

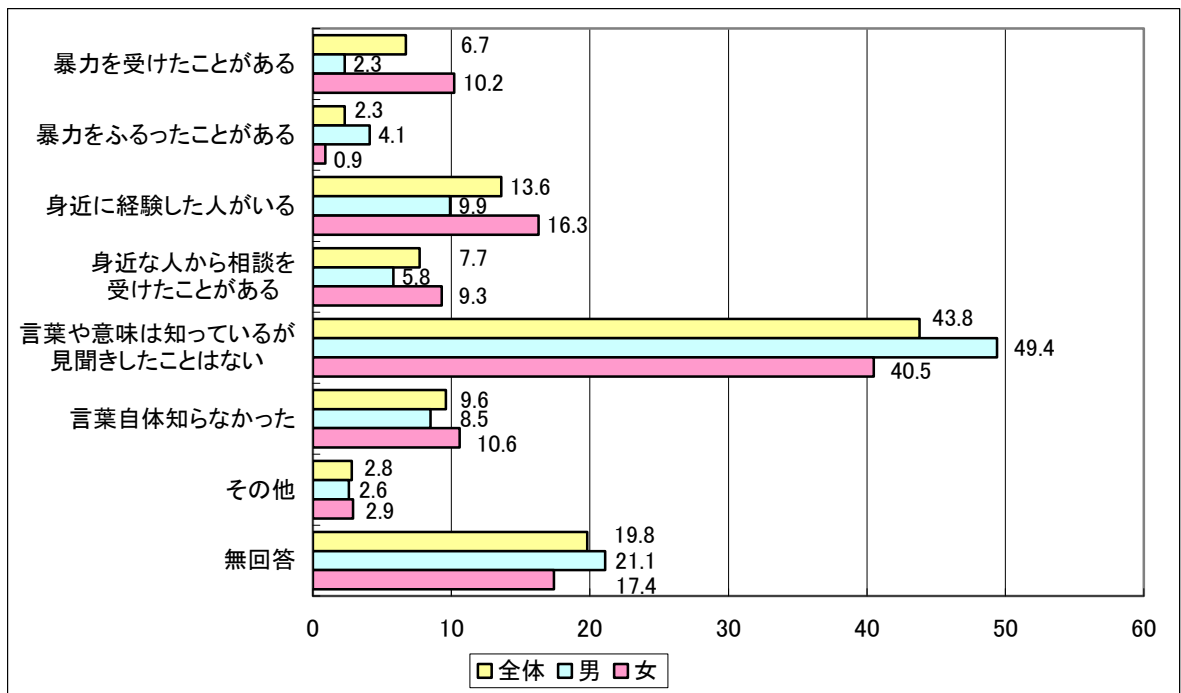
暴力は、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。特に、セクシャル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスをはじめとする暴力の根絶に向けて、人権を尊重する教育や意識の啓発を推進します。

(3) 学習会、研修会、セミナーの開催

男女がそれぞれの個性や能力を十分に尊重しあえるよう、男女共同参画意識の醸成に重点を置いた、学習会、研修会、セミナー等の学習機会の拡充に努めます。

◆「ドメスティック・バイオレンス」について

〔回答者合計794 男性342 女性442 性別未記入10〕



資料：登米市男女共同参画市民アンケート（平成18年7月実施）

2. 男女平等教育の推進

男女共同参画社会を実現するためには、一人一人が男女共同参画についての正しい意識を持つことが必要です。男女が共に個性や能力を発揮するために、学校、家庭、地域、職場における教育・学習が果たす役割は極めて重要です。

学校では、男女平等意識の高揚や、お互いの人権を尊重し、協力し合えるよう、指導の充実を図ります。

地域や家庭、職場においても、男女共同参画社会の実現のため、あらゆる分野での学習機会の充実を図ります。また、男女の生涯にわたる学習機会を確保します。

施策の方向性

(1) 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進

男女共同参画意識の前提となる「男女平等意識」の形成は、乳幼児期から少しずつ育まれていくため、教育のあり方が大きな影響を及ぼすものと考えられます。

子どもの発育段階に応じて、男女平等や相互理解と協力を進めるための学習内容や指導の充実を図ります。

(2) 多様な選択を可能にする生涯学習機会の提供

男女が個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野に参画するための力をつけるため、特に女性の多様化・高度化した学習需要や情報ニーズに対応し、女性のエンパワーメント^{※3}につながる生涯学習の機会の充実を図ります。

※3 エンパワーメント (Empowerment)

「力をつけること」をいいます。女性が政治・経済・家庭などのあらゆる分野で、自分で意思決定し、行動できる力をつけることをいいます。

基本目標

2

男女が共に参画するまちづくり

男女が共に社会のあらゆる活動に参画していくためには、仕事、家庭生活、地域生活等の活動にバランスをとって参画できる環境づくりが重要です。

少子化・超高齢化が進行する中で、仕事と育児・介護を両立できるようにすることは、男女が安心して子どもを産み育て、家族としての責任を果たすことができる社会を形成していく上でも重要です。

また、地域においても男女が共に責任を持ち、積極的に地域活動に参画していくことができる環境の整備をすることが必要です。

女性の政策・方針決定過程への参画についても、現状はあまり進んでいません。積極的に女性参画を促進し、政策や方針に反映されるような基盤整備も必要です。



1. 家庭生活における男女共同参画の推進

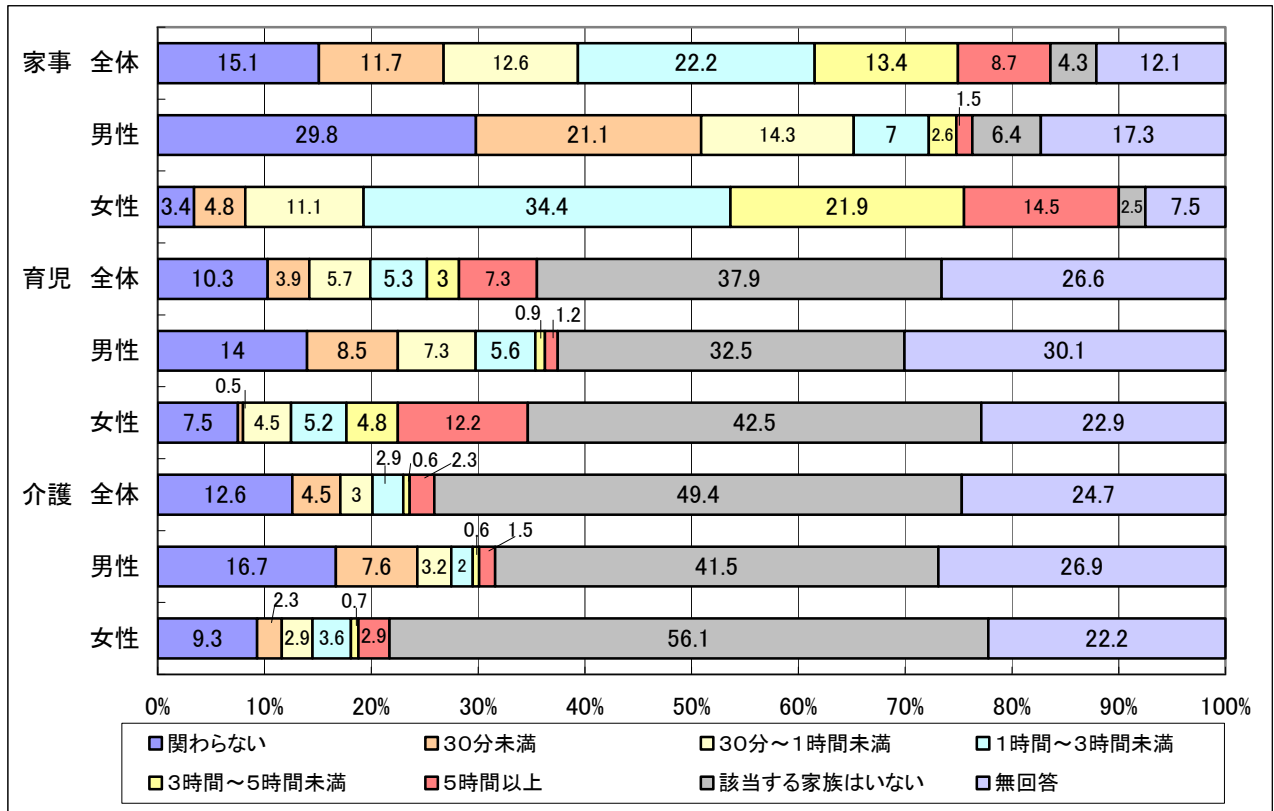
家庭は男女がやすらぎ、むつみ合い、個々の尊厳と両性の平等のもとに、生活する最小の単位です。家族を構成する男女が共に責任を担い、家事・育児・介護等で協力していくことが必要です。

「市民アンケート」によると、家事、育児、介護に1日平均どのくらい関わるか質問したところ、女性の「30分未満」～「5時間以上」の合計が「家事」86.7%、「育児」27.2%、「介護」12.4%と回答しており、男性の「関わらない」との回答は、「家事」29.8%、「育児」14%、「介護」16.7%と高く、家庭内の役割分担からみても、女性に係る負担が非常に高くなっています。

このことから、家庭生活でも、固定的な性別役割分担意識が残っていることがわかります。家庭での負担が大きすぎることは、尊厳ある生き方や、意識までも制約し、職業を持つ女性の負担を一層大きくするだけでなく、女性の社会への参画が進まない一因にもなっています。

男女が共に家庭生活とその他の活動の両立を図ることができるよう、これまでの固定的な性別役割分担意識を見直しながら、男女が家庭の中で相互協力を進めていけるよう環境整備を図ります。

◆家事、育児、介護の1日平均の関わり [回答者合計794 男性342 女性442 性別未記入10]



資料：登米市男女共同参画市民アンケート（平成18年7月実施）

施策の方向性

(1) 男女の固定的な性別役割分担意識の改善

家庭における男女の固定的な性別役割分担意識の改善を図り、男女の相互協力を推進します。

(2) 家事・育児・介護等における協力の推進

家事・育児・介護等への男性の積極的参加を促進するため、学習機会や情報の提供等を行います。

2. 職場における男女共同参画の推進

近年、働く女性が大幅に増え、様々な職場に女性が進出しています。

しかし、女性を取り巻く労働環境は、男女雇用機会均等法の改正などにより徐々に改善されてきてはいますが、様々な面で男女間格差が存在します。

このような中で、職場における男女共同参画を促進するためには、雇用の場における女性の権利の確立など労働環境の整備とともに、女性の就業意欲の向上や職業能力の向上を図ることが必要です。

一方、商工自営業や農業等に従事する女性も、職場と生活の区別がしにくく、女性は二重の負担を背負っています。このため、農業や商工自営業に従事する女性の生産技術や経営管理能力の向上による経営への主体的参加と地域社会の経営方針決定の場への参画を推進し、働きやすい環境づくりを積極的に進める必要があります。

施策の方向性

(1) 女性の雇用機会の拡充と支援

女性の雇用機会を拡充するため、情報提供を行います。
また、企業や関係機関へ男女共同参画の啓発を行います。

(2) 男女雇用機会均等法等の周知

企業などに対して、男女雇用機会均等法やその他の関連制度の周知徹底など、広報・啓発に努めます。

(3) 仕事と育児・介護の両立支援

仕事と育児・介護の両立ができるよう、育児・介護に関する各種支援制度の周知と活用
の促進を図ります。

(4) 農林業・自営業従事者の女性支援

労働時間や健康管理等を考慮した労働条件の向上と、経営能力・技術の向上を図り、経
営への参画を促進するため、関係団体等に対しての啓発に努めます。

3. 地域における男女共同参画の推進

地域社会においては、固定的な性別役割分担意識から生じる慣習等が依然と根強く残って
います。

町内会・コミュニティ団体などの地域活動では男性の参加率が高いものの、PTA・子ど
も会、ボランティア活動等では女性の参加率が高くなっています。

その一方で、実質的な活動は女性が担っているにもかかわらず、リーダーは依然として男
性が多く見られます。

これまでの地域社会における性別の固定的な慣習を見直し、男女が共に積極的に参画でき
る環境づくりを推進していきます。

施策の方向性

(1) 男女共同参画の視点に立った地域活動の推進

地域活動に男女が共に参画することの必要性・重要性について啓発するとともに、地域
社会活動の慣行の見直しを進めます。

(2) コミュニティリーダーの育成・支援

コミュニティ意識の高揚を図るとともに、自主的な活動の中心となる女性リーダーの養
成を図り、女性の登用促進の啓発を進めます。

(3) 男女共同参画を推進する団体等の育成・支援

男女共同参画社会の実現に向けて取り組む団体を育成するとともに、既存の各種団体、
グループ、NPO等の男女共同参画を推進する活動に対し支援を行います。

4. 政策・方針決定過程への女性の参画

女性の政策・方針決定過程への参画は進みつつありますが、十分とは言えません。登米市における地方自治法180条の5^{※4}及び202条の3^{※5}に基づく審議会等の女性の割合（平成18年4月1日現在）は20.5%となっています。

男女共同参画を進める上で、政策・方針決定過程である審議会や委員会等への女性の参画の拡大が重要です。

施策の方向性

(1) 各種審議会等への女性の参画の促進

政策・方針決定に女性の意見を反映させるため、市が設置する審議会等への女性の参画の拡大に努めます。

※4 地方自治法第180条の5

執行機関として法律に定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員。教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会です。

※5 地方自治法第202条の3

普通地方公共団体の執行機関の附属機関で、法律もしくはこれに基づく政令又は条例の定めるところにより、担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関をいいます。

基本目標

3

男女共同参画の環境を 整備するまちづくり

少子化・超高齢化の進行、単身世帯の増加など家族や地域を取り巻く状況は近年大きく変化しており、多様なライフスタイルが生まれています。しかし、育児・介護等の面では、男性があまり関わらないことにより、悩みを抱える女性や、それによる退職という生計に関わる問題も生じています。

このようなことから育児・介護等への男女の平等な参加と環境づくりが求められています。



1. 安心して子育てできる環境づくりの推進

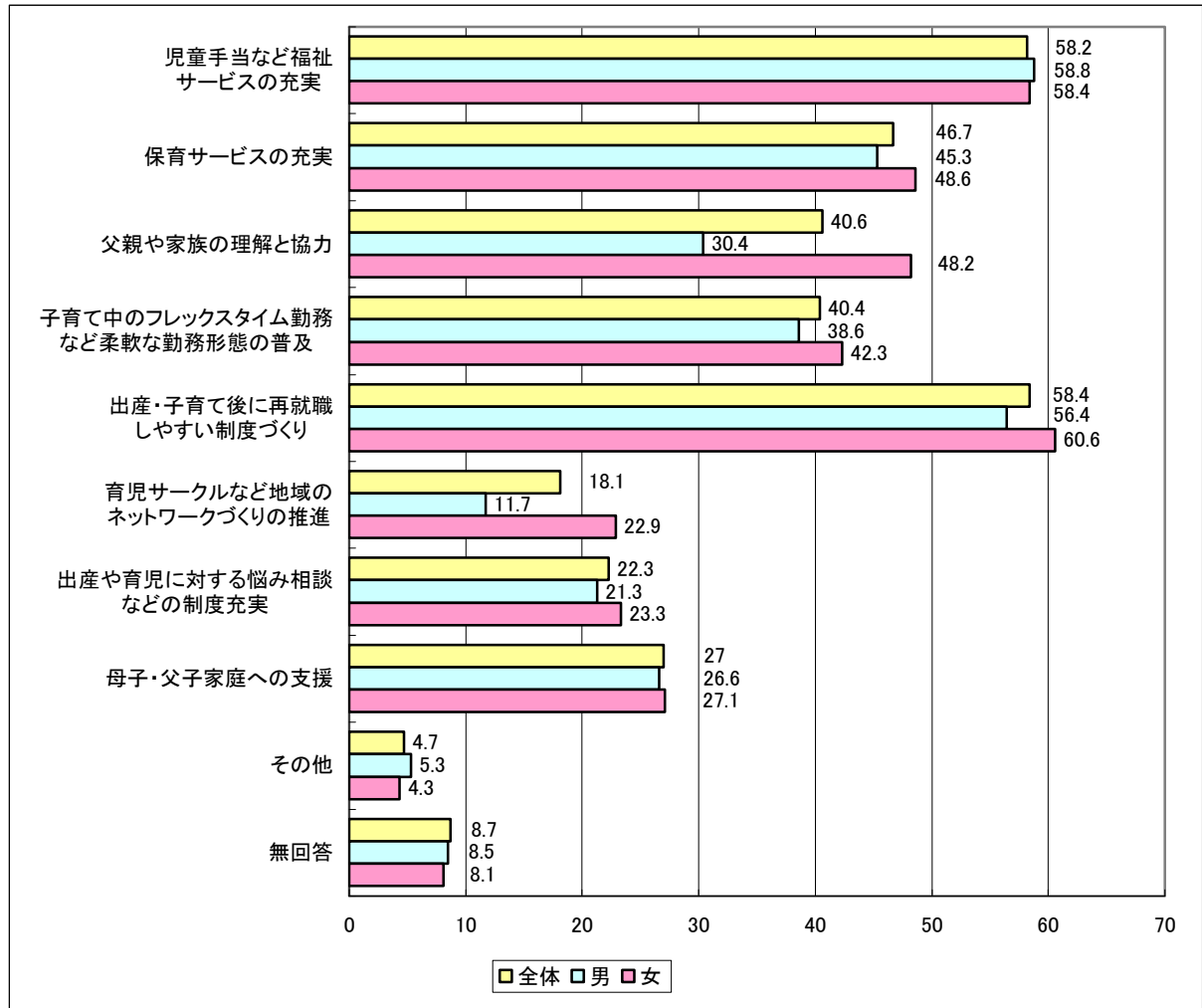
子育ての役割の多くが女性に集中している現状です。子育ては家族の理解と協力が必要です。

「市民アンケート」では、子どもを産み育てやすくするために必要なこととして、「出産・子育て後に再就職しやすい制度づくり」58.4%と高い割合を示しています。これは女性が出産のためにやむをえず退職し、子育てを行っていることを表しています。

子どもを持つ女性が、働き続けることができるようにするため、男性の家事、育児等への参画を進めるとともに、社会全体で子育て支援していく環境づくりを進めていく必要があります。

◆子どもを産み育てやすくするために必要と思うこと

〔回答者合計794 男性342 女性442 性別未記入10〕



資料：登米市男女共同参画市民アンケート（平成18年7月実施）

施策の方向性

(1) 子育て環境の整備

様々な家族形態にも柔軟に対応できる子育て支援を推進しながら、子育てに関する相談や情報提供などの充実を図ります。

(2) 子育て支援体制の整備

多様化する子育てのニーズに対応するため、地域住民の自主的活動も含めた子育て支援体制の充実を図ります。

2. 介護等への支援

日本の高齢化率は世界最高水準となっています。高齢者の介護は、家庭だけでなく地域でも深刻な問題となっており、要介護高齢者等の数は、今後も増加が予想されます。

高齢者の介護・看護を家族だけで担うことは限界があり、社会全体で担う必要があります。男性も女性も等しく介護を担うという意識を高め、介護が女性に集中しないように、社会全体で支える体制づくりが大切です。

施策の方向性

(1) 介護保険サービスの充実

各種介護サービスの充実を図るとともに、介護保険制度の理解を深めるための啓発に努めます。

(2) 介護休業制度の周知

介護休業制度について周知を図るとともに、男女とも介護休業を取得しやすい環境づくりに努めます。

(3) リハビリ施設の充実と人材育成

要介護者の機能回復を図る訓練施設の充実と、介護に携わる人材の育成に努めます。

(4) 男性への介護知識や介護技術の普及

男性を対象とした情報や、学習機会の提供に努めます。

第Ⅲ章 推進体制



1. 庁内推進体制の確立

男女共同参画基本計画に関する施策は広範囲にわたります。「登米市次世代育成支援行動計画」※⁶や「登米市生涯学習推進計画」※⁷などの他の個別計画にも「男女共同参画社会の形成」が盛り込まれており、さまざまな施策を展開する上でも、全庁的な体制で臨む必要があります。このため、庁内推進体制を整備し、計画の進行管理や他の部署との連携を図り、効果的な施策の推進に努めます。

さらに、各施策を進めるうえで職員一人一人が男女共同参画の視点を持ち、自らが率先して実践していけるように、職員への啓発を行います。

2. 市役所を男女共同参画のモデルに

登米市役所内において男女共同参画社会にふさわしい職場づくりを目指すことは、市民や企業等へ与える影響は大きく、効果的なものと考えられます。

次世代育成支援対策推進法に基づき策定された「登米市特定事業主行動計画」※⁸を推進し、男性の育児参加のための休暇及び休業の取得促進など、職員が仕事と子育ての両立を図ることができるような環境整備に努めるとともに、男女共同参画社会のモデルとしての男女が生き活きと働ける職場づくりを推進します。

3. 市民・各種団体・企業等との協働

男女共同参画社会を実現するためには、市民・各種団体・企業等との協働による取組を進めていかなければなりません。登米市男女共同参画基本計画を周知していくとともに、それぞれの立場で男女共同参画社会を理解し、主体的に取り組めるよう、情報の共有に努めます。

また、相互の活動のネットワーク化を図り、地域や職場での男女共同参画社会の環境づくりを推進します。

※6 登米市次世代育成支援行動計画

「次世代育成支援対策推進法」に基づき、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境をつくるための計画。

※7 登米市生涯学習推進計画

生涯学習社会（人々が、生涯のいつでも、自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価されるような社会）の実現するための計画。

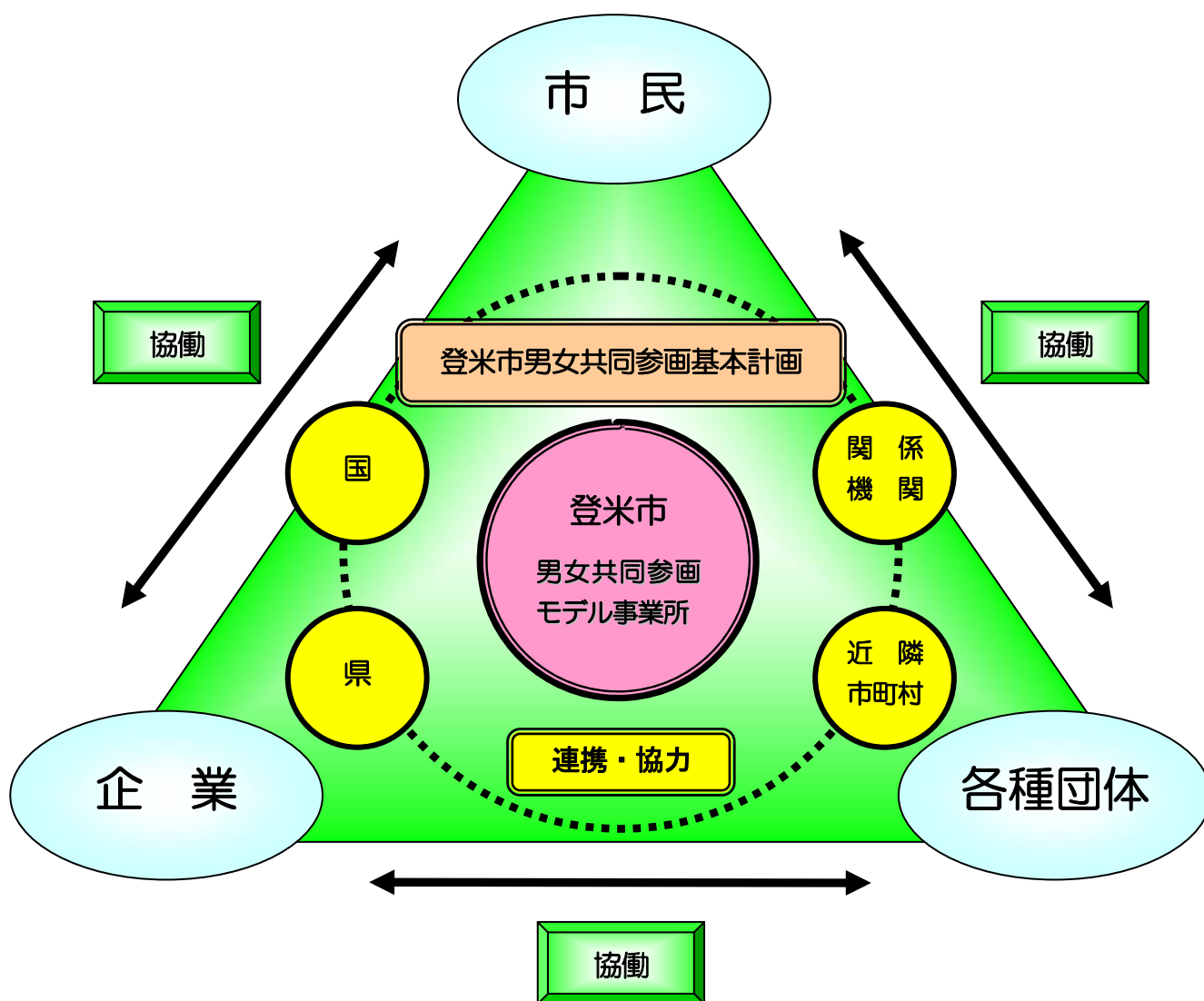
※8 登米市特定事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法に基づき、特定事業主（地方公共団体の長及び機関）が、職員が仕事と子育ての両立を図ることを目的とした計画。

4. 関係機関との連携

国では「男女共同参画基本計画（第2次）」、宮城県では「宮城県男女共同参画基本計画」を策定し、他の自治体などでも様々な取組が進められており、国・県・近隣市町村などとの連携は必要不可欠です。関係機関との相互協力体制の強化を図り、情報の交換や指導助言を得ながら、各種施策を推進します。

推進体制「イメージ」



5. 目標値一覧

項 目	現 況 値	目標値 (平成22年度)
「男女共同参画」の具体的内容の周知※	39.8% (平成18年7月)	50%
家庭生活中で男女の地位が平等だと思う人の割合※	24.7% (平成18年7月)	50%
職場で男女の地位が平等だと思う人の割合※	23.2% (平成18年7月)	50%
地域社会の中で男女の地位が平等だと思う人の割合※	25.6% (平成18年7月)	50%
社会通念、慣習、しきたりなどで男女の地位が平等だと思う人の割合※	12.6% (平成18年7月)	50%
「男は仕事、女は家庭」などの固定的な性別役割分担意識に同意しない割合※	37.5% (平成18年7月)	50%
各種審議会等委員への女性の登用率	20.5% (平成18年4月)	30%
女性委員のいる各種審議会等の数	69% (平成18年4月) 「審議会数 29 中、女性のいる審議会数 20」	86% 「審議会数 29 中、女性のいる審議会数 25」
ドメスティック・バイオレンスを受けたことがない人の割合※	93.3% (平成18年7月)	100%
講座・講演会等のイベント開催	年1回 (平成18年11月)	年3回

※登米市男女共同参画市民アンケート (平成18年7月実施)

資料



1. 計画策定の経緯

登米市男女共同参画基本計画策定委員会開催状況

開催次	開催日	審 議 内 容
第1回	H18. 9. 21	・ 委員長及び副委員長の選任 ・ 計画策定及びスケジュールについて
第2回	H18. 10. 10	・ 登米市男女共同参画基本計画（案）の内容検討
第3回	H18. 11. 1	・ 登米市男女共同参画基本計画（案）の内容検討
第4回	H18. 11. 14	・ 登米市男女共同参画基本計画（案）の内容検討
第5回	H18. 12. 5	・ 登米市男女共同参画基本計画（案）の内容精査

登米市男女共同参画基本計画検討委員会開催状況

開催次	開催日	審 議 内 容
第1回	H18. 10. 31	・ 計画策定及びスケジュールについて ・ 登米市男女共同参画基本計画（案）の内容検討
第2回	H19. 1. 10	・ 登米市男女共同参画基本計画（案）の内容検討



男女共同参画基本計画策定委員会

2. 登米市男女共同参画基本計画策定委員名簿

(五十音順)

氏名	所属団体等	備考
秋山 紀久子	公募委員	
池田 和子	公募委員	
石川 喜生子	エル・フォーラム21会長 推薦委員	委員長
小野寺 和彦	公募委員	
武田 初志	公募委員	副委員長
橘 智法	登米市教育委員会教育委員 推薦委員	
千葉 一	登米市民生委員児童委員協議会理事 推薦委員	
千葉 ゆう子	登米中央商工会女性部常任委員 推薦委員	
渡辺 祥音	みやぎ登米農業共同組合女性部部长 推薦委員	

3. 登米市男女共同参画基本計画検討委員名簿

区 分	部課名等	職 名	氏 名
委員長	企画部	次長兼企画調整課長	及川 登志郎
副委員長	総務部	次長兼総務課長	真山 誠喜
委員	市民生活部	市民課長	熊谷 和夫
委員	市民生活部	介護保険課長	高橋 靖子
委員	市民生活部	健康推進課長	菅原 好男
委員	福祉事務所	生活福祉課長	佐藤 賀津雄
委員	福祉事務所	社会福祉課長	大滝 敬
委員	福祉事務所	子育て支援室長	高橋 伸子
委員	産業経済部	農林振興課長	鮫名 修
委員	産業経済部	商工観光課長	河内 安雄
委員	教育委員会	教育総務課長	志賀 尚
委員	教育委員会	学校教育課長	鈴木 正俊
委員	教育委員会	生涯学習課長	北條 敏夫

4. 登米市男女共同参画基本計画策定委員会設置要綱

平成18年5月24日

告示第117号

(設置)

第1条 登米市男女共同参画基本計画(以下「基本計画」という。)の策定に関する事務を円滑に推進するため、登米市男女共同参画基本計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 基本計画の策定に関すること。
- (2) 基本計画策定のための関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) その他、策定のために必要な事項

(組織)

第3条 策定委員会の委員は、10名以内で構成し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 一般公募による者
- (2) 各種関係機関・団体等が推薦する者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、基本計画策定が完了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は、委員長が招集しその議長となる。

- 2 委員長は、必要があるときは会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(検討委員会)

第7条 策定委員会に、基本計画に係る調査・検討を行うため検討委員会を置く。

- 2 検討委員会は委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は、企画部企画調整課長をもって充て、副委員長は総務部総務課長をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる者をもって構成する。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、企画部企画調整課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年5月24日から施行する。

別表(第7条関係)

職名	充当職	
登米市男女共同参画基本計画検討委員	市民生活部	市民課長、介護保険課長、健康推進課長
	福祉事務所	生活福祉課長、社会福祉課長、子育て支援室長
	産業経済部	農林振興課長、商工観光課長
	教育委員会	教育総務課長、学校教育課長、生涯学習課長

登米市男女共同参画基本計画についてのお問い合わせ先

登米市企画部市民活動支援課

〒987-0595

宮城県登米市迫町佐沼字中江二丁目6番地1

TEL 0220-22-2173

FAX 0220-22-9164

E-mail : shiminkatsudo@city.tome.miyagi.jp

平成19年(2007年)2月策定